

団体交渉確認書

国立大学法人広島大学（以下「大学」という。）と広島大学教職員組合（以下「組合」という。）は、団体交渉の結果、附属学校園間の配置換について、次のとおり合意したことを確認する。

記

- (1) 附属学校園間の配置換について、各校園長は、毎年5月末までに行う人事ヒアリングの中で、「附属学校教員人事の基本方針」の内容を、当該所属の教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「教諭等」という。）に説明する。
なお、当該説明がなかった教諭等については、翌年度の配置換は行わない。
- (2) 附属学校園間の配置換予定の教諭等に対して、各校園長は、配置換予定の前年度の2月中旬までに、変更があり得ることを含めて、異動先を内々示し、その後、他機関等との調整に問題がなければ、2月末までに内示する。
- (3) 上記（2）に記載する時期については、他の教諭等からの急な退職の申し出や他機関との調整などの事情により、配置換の再調整を行わざるを得ないことが生じた場合には、速やかに各校園長は、当該所属の教諭等に対して、変更内容を説明する。
なお、当該再調整の結果、2月末までに内示ができなかったことにより経済的負担が生じた場合は、大学と組合は、その事情に応じて、当該経済的負担の軽減措置について協議する。

平成29年12月28日

広島大学理事（財務・総務担当）

片山純一

広島大学教職員組合執行委員長

坂元国望